

分析する目的のもとに設置され、平成9年から本格的に活動をつづけています。具体的には医療機関の機能の改善、向上を図り、地域住民の信頼を高めるために、特定の立場に偏ることのない、中立的な立場で評価を行なうべく組織されています。基本的枠組と評価実施の大きな流れは、表6と表7の通りです。

この日本医療評価機構での実際の評価内容は表9に示したように、診療の質や看護の適切さ、そしてそれからの満足度等を重視してきました。そしてこれらの過去の実績の上に、あらたな改善努力をしていました。新評価体系の領域をみると、特に患者の権利と安全の確保、療養環境と患者サービスに新たなウエートが置かれていることが判ります（表8）。

(2) 高齢者福祉分野等での「第三者評価」

福祉領域でも高齢者施設を中心に先駆的な取り組みが進められています。全国社会福祉協議会ではすでに特別養護老人ホーム、

老人保健福祉施設のサービス評価基準と在宅福祉サービス基準を作成しており、各地で活用されつつあります（表9）。神奈川県では、それらを活用した施設サービス評価システムを、図7のように構想し、これを基本としたサービス評価システムの検討を進めています。¹²⁾

また痴呆性高齢者のグループホームについても、「第三者評価」の取り組みが始まろうとしています。

これらに共通しているのは、社会福祉施設の最低基準や介護保険の指定基準と、同レベルの基準にとどまるのではなく、より良いサービス水準に誘導するための基準にすべきだとの考えに基づいた「第三者評価基準」づくりへの工夫です。

評価項目や評価細目ごとの評価、あるいは総合評価といった狭義の評価に留めるべきか、認定書の交付や「A・B・C」等の格付けといった「認定」まで行うなども、それぞれに検討されています。

そして第三者評価機関の数が不足するこ

表6

病院機能評価の実施手順

- 受審申込みを評価機構へ
- 書面審査票（自己調査票）を提出
- 訪問審査日通知、評価料払込み
- 訪問審査（診療、看護、事務管理の各担当者）
- 結果の評価検討会
- 認定証発行と結果内容の報告
- 認定期間5年間

表8

現行評価体系と新評価体系の領域の比較

現行評価	新評価
1.病院の理念と組織基盤	1.病院組織の運営と地域における役割
2.地域ニーズの反映	2.患者の権利と安全の確保
3.診療の質の確保	3.療養環境と患者サービス
4.看護の適切な提供	4.診療の質の確保
5.患者の満足と安心	5.看護の適切な提供
6.病院運営管理の合理性	6.病院運営管理の合理性

表7

サービスの評価方法

名 称	(財)日本医療機能評価機構
性 格	民間型
設 立	1995年7月
目 的	医療施設の機能を学術的・中立的に評価するとともに、その結果明らかになった問題点の改善について助言し、相談に応じる。
対 象	一般病院A、一般病院B、精神病院、 長期療養施設（予定）
費 用	有料
審 査 員	評価調査者が病院種別ごとにチームを組んで訪問審査に赴く。
審 査 員 の 資 格 条 件	第三者評価（院長・看護部長・事務部長等の病院管理経験者。 5日間の研修を終了）
審 査	書面審査調査票及び訪問審査調査票に基づき実施
審 査 結 果	認定証を発行。認定証の有無により病院のランク付けを行うものではなく、病院の諸問題の改善に取組む意欲を高めるために発行
結 果 公 表	認定証を発行した病院名が公表される
評価結果の 有効期限	認定証の有効期間は5年間
評価結果の 効 果	具体的に何らかの制度等とのリンクは行われていない

表9

保健福祉関連サービスの評価方法

題 目	特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準	在宅福祉サービス
報告等の時期	平成5年	平成7年10月
実 施 機 関	(社福)全国社会福祉協議会	高齢者在宅福祉サービス評価事業評価委員会(全社協)
目 的	特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス水準について公平かつ客観的な評価を行いサービス内容の改善の方向等について助言し、施設がそのサービス水準の向上を図ることを支援する。	利用者のニーズに合った適切なサービスの確保の観点から老人福祉法に基づき市町村自らが行う在宅福祉サービスの水準の向上、効率化、適正化への取組みを支援する。
評 値 対 象	特別養護老人ホーム・老人保健施設	在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)
評 値 方 法	第三者評価	第三者評価
評 値 者	特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価委員会委員	サービス評価委員会(保健・医療・福祉関係者20~30名)
評 値 療 域	1.日常生活援助サービス 食事、入浴、排泄等 2.専門的サービス 看護、介護、リハビリ 3.その他のサービス 入退所、在宅支援 4.地域連携 協力医療機関、地域福祉等 5.施設整備環境 施設整備、施設内環境衛生 6.運営管理 職員教育、研修、記録等	1.サービス提供の様式 2.サービス内容 3.サービス提供体制 4.事業管理、運営 5.地域全体のサービス提供体制
評 値 レ ベル	点数制ではない。Bが標準。今後のサービス改善の参考にする。	各評価項目につき、「実施している」「実施しているが不十分」「実施していない」と実施状況を評価する
参 考 資 料	特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準	「在宅福祉サービス評価基準」「神奈川県評価事業マニュアル」